3/10 県福

# 1月給与0.8%減

## 宣言再発令が影響

厚生労働省が九日に発表した一月の毎月勤労統計調査（速報、従業員五人以上の企業）によると、基本給や残業代を合わせた現金給与総額（名目賃金）は前年同月比0・8%減の二十七万二千九百七十二円だった。減少は十カ月連続。緊急事態宣言の再発令により、残業代に当たる所定外給与が6・6%減の一万七千六百七十三円となったことが響いた。

所定外給与の減少率は、最初の緊急事態宣言に伴って飲食業を中心に休業や時間短縮営業が広がったことにより、二〇二〇年五月に26・4%減となった。その後は回復基調をたどり、二一年一月も減少率が縮小した。今回は宣言対象地域が限られたものの、一定の影響は出たとみられる。

所定外給与を業種別に見ると、宿泊業・飲食サービス業（47・7%減）や、理美容など生活関連サービス業・娯楽業（24・5%減）で落ち込みが目立つ。現金給与総額は正社員で1・3%減の三十五万三千八百六十九円で、パートタイム労働者は0・8%減の九万五千七百四十八円。物価を加味した実質賃金は0・1%減で十一カ月連続の減少。